

指名停止措置について

1 指名停止措置業者名

業 者 名	代表者氏名	住 所
株式会社 西土佐建設	代表取締役 浜田 兆城	高知県四万十市西土佐用井 8 1 5

2 指名停止措置期間

平成26年7月1日 ～ 平成26年7月31日 （1ヶ月間）

3 措置対象区域

四国森林管理局管内（徳島県・香川県・愛媛県・高知県）

4 指名停止の理由

株式会社西土佐建設は、四万十市発注の「平成24年度繰越防第1-A-79-001号市道藤ノ川線防災・安全社会資本整備交付金工事」において、四万十市西土佐藤ノ川の工事現場で作業員の死亡事故が発生し、平成26年3月19日、労働安全衛生法第88条第4項に違反したとして中村簡易裁判所から罰金の略式命令をうけた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け林野経第156号林野庁長官通知）別表第2の第16号（不正又は不誠実な行為）の措置要件に該当するため。

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 別表第1及び前各号に掲げるもののほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

平成26年7月1日

四国森林管理局長 浅川 京子

お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務企画部 経理課（2階） TEL 088-821-2060